## 令和元年度 第1回磐田市いじめ防止等対策推進委員会

1 日 時 令和元年5月31日(金) 午後1時30分から午後3時30分

2 場 所磐田市役所西庁舎 304-305会議室

3 出席者 太田正義 常葉大学教育学部心理教育学科 准教授

岸田真穂 静岡県弁護士会

猪原裕子 臨床心理士

井上佳子 社会福祉士 臨床発達心理士

遠藤 彰 磐田市立総合病院 副病院長兼小児科部長

4 出席職員 教育長 学校教育課長 教育支援グループ長 担当指導主事

5 傍聴人 1人

## 教育長挨拶

## ○村松教育長

本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。最近、子どもたちが巻き込まれる、心を痛めるような大きな事件が数多く起きています。その中で、教育にはどのようなことができるのかと考えたときに、私たちはこれまでと同様に、様々な安全対策を精一杯行っていくしかないと感じています。

磐田市では、コミュニティ・スクールの取組を推進しており、今年度で7年目になります。現在では32校すべての小中学校がコミュニティ・スクールの指定を受けています。特徴的なことは学校運営協議会の存在であり、この協議会を通して、学校長とともに各地域の協議会委員が学校運営や企画等に参画しています。また、地域の様々な団体なども含め、地域全体で学校教育の支援を行う地域学校協働本部としての役割もあって、「社会総がかりでの教育」というキーワードともタイアップしながら、磐田市全体の学校風土がより良いものになってきているように感じています。

磐田市では、小中一貫教育における小中連携や、幼稚園・保育園・こども園と小学校との連携がとれており、幼い頃から長いスパンで子どもたちを見ていく体制が整っています。そこに新しく「こども・若者相談センター」を設置しました。これまでは、中学校卒業後に高校を中退したり、通信制の高校に行けなくなったりして、引きこもりの状態になっている子どもたちに手を入れることができていませんでした。このセンターは、引きこもりや虐待などの問題のある子どもや保護者から相談を受けたり、実際に家庭訪問をしたりして、外とのかかわりを持たせる役割を担い、市のこども部の職員と、元校長や児童相談所での勤務経験がある現職の教員が一緒に活動しています。即効性という点は難しいかもしれませんが、様々な子どもへの声掛けが徐々にできつつあります。

本日は、いじめ防止等のため、委員の皆様にご指導いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 協議

- ○これまでの経過と磐田市いじめ防止のための基本的な方針について
- ○磐田市いじめ問題対策連絡協議会の報告
- ○いじめ等の現状について

以上3点は、事務局から説明

- 市の就学支援委員会に参加していますが、審議者数が年々増えています。そのような中、磐田市では学校における特別支援教育に対する先生方の理解が以前より進んで充実してきていると思いますし、地域には児童発達支援事業所もたくさんあり、近隣の市町の方々からも「うらやましい」という声を聞きます。ただ、特別な支援が必要な子どもたちが多いという現状から、家庭の力が弱いという面も見えてきています。子どもたちのいじめ問題や、若者の引きこもりの問題に対応するためにも、なかなか大変なことではありますが、家庭や大人の支援をしていくことが大切だと考えます。よって、新設の「こども・若者相談センター」の周知に力を入れていっていただき、センターについての情報が市民や各機関などに広く届けばいいと思います。
- 磐田市では、いじめの重大事態は起こっていませんが、他市を見ていると、リスクは存在しているのに、たまたま表面化していない、大きな問題にはなっていないという状況があります。県内の適応指導教室に通う不登校の子どもたちへの調査で、学校に行かなくなった理由を尋ねてみると、小学生では60%、中学生では38%が「いじめがあったから」と回答しています。毎年、文部科学省が学校(教員)に同様の調査をしていますが、「いじめがあったから」という回答は、学校によって差はあるものの、多くても2%程度になっています。そのような差があることを理解した上で、どこから重大事態が噴出してもおかしくない、リスクは既に存在しているという認識をもって準備をしておくことが必要です。今までの経験だけをもとにするのではなく、こういったデータもエビデンスとして利用して対応していくことで、子どもを含め、関係する全員が守られることにつながると思います。大人がもめてしまうと、子どもにはいいことがありません。子どもにとって一番いいことは何か、子どものために何ができるのかを考えて、体制をつくっていきたいと思います。
- 子どもたちの問題行動の中で、粗暴行為が増えているという報告がありましたが、全 国的にも同じ傾向が見られます。市としては、その要因をどのように捉えていますか。
- 気持ちが安定せず、教室の中にいられなくなってしまったり、友達や先生に手が出て しまったりといった報告が多く、特別支援教育とも関係していると考えています。
- 平成19年に特別支援教育が始まり、子どもたち一人一人を学級の中で受け入れるという取組が行われてきているにもかかわらず、特別に支援を要する子どもたちが、意図せず粗暴行為を行ってしまうことが増えていることは、多くの市町で問題になっています。なぜ、そうなってしまうのかという点が重要で、障害という点では発生する比率はそれほど変わるはずはないのに、問題行動は増えていることに対して、もっと深く考えなければならないと思います。その理由の一つとして、学習指導要領が新しくなり、ゆとり教育から再び学力に重きを置く教育に変わってきていることが挙げられるのではないかと考えます。「主体的・対話的で深い学び」「アクティブ・ラーニング」における話し合い活動やグループ学習は、人とのかかわりが苦手な子にとっては難しいものです。今まで、座学という学習形態においては苦手さが解消されていたところに新しい負荷が掛かって、気持ちが不安定になっていることが問題行動に影響しているのではないかという

可能性も吟味していくとよいと思います。

- 市の児童生徒数が少しずつ減少していく中、特別支援学級の児童数は右肩上がりであり、特に小学校の自閉症・情緒学級に該当する児童が大きく増えています。
- 障害としての発生率はそれほど変わっていないはずなので、以前は気付かれなかったような場合でも、今はその表れ等によって、自閉症・情緒学級に該当する子どもだと判断されていると考えるべきです。また、そのような子どもはたくさんの経験の中で成長していきますが、少子化の影響もあって、子ども同士のかかわりの中で経験によって育つ部分も減り、発達障害のある子どもたちが育ちにくくなって、顕在化していると考えたほうがよいのではないかと思います。
- コミュニケーションの能力は、親子や兄弟姉妹や友達など、関係の濃い人とのかかわりの中で様々な経験をして育っていくものですが、今は、そのような人とのかかわりが希薄になる中、経験不足のまま小さいときから保育園や幼稚園など、集団の中で生活していかなければなりません。もともと集団が苦手な子に、いきなり高いハードルを越えさせることになり、その影響もあるのではないかと思います。
- 子どもたちのコミュニケーションのスキルが足りないために、いじめの問題が発生しているという考え方に引っ張られ過ぎると、人の気持ちが分かり、本来ならより良い人間関係を築いていけるような子どもたちが起こす、陰湿化したいじめには対応できないことになってしまいます。そういういじめは、先生に見えにくいところで行われるので、陰湿化する可能性があります。コミュニケーション能力、発達障害、いじめ問題など、それらをリンクさせるのではなく、整理し、それぞれについて考える必要があります。
- いじめに限らず、問題行動における生徒間暴力等も、そのすべてについて、子どもに 発達障害があるから起こっているとは考えていませんが、ご意見にあったように、いじ め、問題行動、発達障害など、整理して分析し、問題にアプローチしていかなければな らないと感じました。
- 命令をして、加害行為をさせるいじめもあります。加害行為をさせられた子は被害者と言えるのですが、結果的に自分も加害行為をしているので、訴えにくくなってしまうこともあります。そういう深刻ないじめを、いかにあぶり出すことができるか、いかに食い止めることができるかを考えていきたいです。
- 上下関係など、子ども同士の関係性の中から、いじめを見ていく必要があります。い じめの様々な影響は、弱い者に作用しているように思います。
- 実際に学校を訪問して子どもたちを見ていると、自分に自信がもてない要素を何かしら抱えている子どもたちがいます。学力に限らず、容姿や家庭環境など、そういう自信のない部分が、からかわれることにつながっている場合もあります。反対に、自分にすごく自信をもっているために、友達にも同じことを要求してしまったり、人が言うこと

を受け入れられなかったりして、周りに迷惑をかけている子もいます。また、学校の先生が子どものことを「被害意識が強い」と見立てているときがありますが、客観的に見れば「それぐらいのことで…」と思えることでも、本人は「からかわれた」と感じていることもあります。人によって耐えられるからかいは違うので、先生は客観的に見てどうかという視点と、本人がどう感じているのかという視点を分けて、子どもたちのことを見ていただければと思います。そうしないと、ある子がからかわれている場面を見たときに、「楽しそうにしているから大丈夫かな」で終わってしまう危険性もあります。

- 単にそのときの行為や言葉をそのまま受け取るのではなく、それまでの経緯や子ども たちの関係性を含めて、その裏にあるものまで見なければなりません。また、自分に自 信があり、万能感を持っている子が、自分の価値観とは違うことを周囲の子がしたとき に、「それは僕・私を傷つける行為だ」と感じて、いじめられたと訴える事例も最近見受 けられます。
- そのような場合も含め、どんな状況であっても、本人がいじめと感じていることはすべていじめと認知するべきで、その上で、一つ一つの事例について細かく対応していかざるを得ないと思います。また、小学校高学年以降の自分を客観視できるような年齢になったとき、高すぎる自尊心や万能感をもっていると、自分が適切に扱われていない、イコールいじめを受けているという被害意識をもってしまうことにつながります。今のいじめの定義からすれば、それをいじめと訴えてもよいことになるので、こちらから価値を押し付けることなく、その子の気持ちを認めながら、丁寧に対応していけばいいと思います。
- 先日、テレビでカスタマー・ハラスメントについての番組が放映されていました。カスハラを行っている人は、クレームをつけている自分に有用感を感じていて、後から振り返ると良くないことをしたと思っているのだけれど、そのときはスイッチが入ってしまっていて止められないということをインタビューで語っていました。いじめ問題の中にも、似たようなことがあるかもしれないと思うのですが。
- いじめ防止対策推進法は、いじめを告発するハードルを下げるものだと考えるほうがよいでしょう。それにより、被害者が訴えられずに、いじめが深刻化するのを防ぐことにつながります。いじめは良くないもの、行ってはいけないという内容が法律に定義されたことはとても大きなことです。また、2018年の定義の改訂で、継続的でなくても、ネット等に一回書き込んだような単回のものもいじめと認定することができるようになったので、広く拾えるようになりました。いじめはすべて拾い、対応するという姿勢を表すことで、被害を受けている子も、その周りの子も、「先生は一つ一つ見逃さずに対応してくれる」という気持ちになり、訴えやすくなると思います。
- 基本的に私たちは、子どもや保護者が訴えたときには、その声を受け止め、いじめであることを認めて対応していくべきで、それによって何を言われたとしても、自分たちの立場を守るために、取り繕ってはいけないと思います。その覚悟が必要です。

- 初動の段階で、訴えの受け入れができないと、その後もうまくいきません。いじめの 案件として受理して調査に入ること、そして、まず学校の組織による調査があり、状況 によって推進委員会による調査、再調査委員会による調査があるということを、最初か ら示せばいいと思います。
- 保護者が「いじめがあった」と思っていることは事実なので、その事実を受け入れる ところから対応が始まるのだと思います。そして、保護者がそう思う背景に子どもの訴 えがあるということも事実です。本当にいじめがあったのかということは、そこから調 査していけばいいので、まずは、訴えている人の気持ちを受け止めることが基本なのだ と思います。
- いじめがあったのかなかったのか、まず聞きたいという人もいますが、調査がまだ途中の段階であるのに不十分な回答をすると、これまでの例から考えても、問題がこじれてしまうことになると思います。訴えがあったことは事実で、それに対して調査中であるということを示して、ワンクッション置くことが大切だと思います。
- 対応の流れやノウハウについては、学校の先生の間で共有されていますか。
- 共有されてきています。また、学校と教育委員会が連携していますので、問題の内容によっては、教育委員会が中心に対応していくということも、学校に伝えています。
- 保護者から、いじめについての調査結果を書面で求められることも、最近では増えています。
- 保護者と学校の相談に自分が入ったときには、相談の中で確認できたことだけでなく、「この点については保留」とか「この点については、次回までに調べて報告」など、相談記録を書面で残すようにして、その日の最後に書面の内容を互いに確認し、双方が持つようにします。また、書面があることで、次回の面談の時にも確認ができるため、面談をスムーズに始めることができます。
- その場で双方が書面の内容を確認できるときばかりではなく、後日、相談記録の郵送を求められたり、問い合わせに対してメール等での返事を求められたりすることもあります。
- 教育委員会に来ていただければ、専門家も入りますからということを伝えるなどして、 できる限り、会って話をするほうがいいと思います。
- 書面を求められるときには、初動の対応がうまくいかずに関係が悪くなり、「会って話したくない」という気持ちを相手に抱かせてしまっている場合も考えられます。やはり、初動においてよく話を聞き、丁寧な対応をすることが大切だと思います。また、保護者と学校の話し合いに、弁護士や心理士など、外部の関係機関の人間が入ることで、双方が感情的にならず、話が進んでいくこともあると思います。

- 学校の先生は基本的に保護者の話をよく聞いてくれるのですが、例えば弁護士がその場にいれば、「法的にこの要求はOK、これは無理」ということをすぐに判断することができます。
- 保護者の中には、話すことが苦手で、自分の思いを伝えるために書面にまとめてくる という人もいると思います。それを学校の先生に読んでもらうことで、「自分の思いを受 け取ってもらえた、言いたいことが伝わった」という気持ちになってもらえると思いま す。
- 書面の存在は、学校を守ることにもつながると考えます。どんな話をして、どんな対応をしたかという記録になるとともに、もし、話し合いがこじれたとしても、誠意をもって対応したという証明になると思います。申し出の内容や状況に応じて、こういう場合は書面で回答、こういう場合は会って話を聞くなど、対応の仕方を整理しておくことで、より良い初動の対応ができ、話し合いがこじれていくこともないと思います。また、共通の書面があることで、学校が行うこと、保護者に協力してもらい家庭で行うことなどが整理され、「子どもを守る」という一番の目的に向かって、一緒に取り組んでいきましょうということを確認することにもつながっていきます。
- 学校と保護者が話し合って、個別の教育支援計画や指導計画を作成していくことと似ていますね。
- 学校の先生の中には、いじめの問題を一人で抱え込んでしまって、校内で相談ができないままに、個人的に書面で答えてしまっているということが、全くないわけではないので、書面を出すのであれば、管理職や教育委員会の確認は必要だと思います。
- いじめの事案に対しては、校内のいじめ対策委員会で事実確認を行ったり、対応を協議したりして職員間で共通理解するようにしています。そのような校内の体制について保護者に説明をすることで、「学校体制で考えてもらえているということが分かって安心した」という声が保護者からあったという事例もあります。
- すぐには問題が解決しなかったり、学校や教育委員会の動きが保護者の思った通りでなかったりしても、誠実に、一生懸命対応しているということが伝われば、その後の話し合いも穏やかに進んでいくと思います。まず受け入れて対応する、状況よって次の対応を考えて取り組む、そういう間に、当初とは違った原因が見えてくることもあります。対応を続けることで、本当の姿が見えてくるのではないでしょうか。
- いじめの訴えがあれば、まずそれを受け入れて、そこから事実確認等の調査を進めていきますが、調査の過程で訴えとは違っている部分があると分かるときもあります。ただ、大切なことは子どもたちの人間関係が良くなり、安心して学校生活を送られるようになることなので、家庭と学校との共同によって、そこを目指していきたいと思います。